

山口県指定有害動植物等総合防除計画

令和6年3月19日
山 口 県

第1 趣旨

農業生産の安定と生産性の向上を図り、環境保全に配慮した、安全な農産物の生産を行うためには、農作物に被害を及ぼす有害動植物（植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3項に定める有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。））を的確かつ安全に防除することが重要である。

このため、法第22条の3第1項の規定に基づき山口県指定有害動植物等総合防除計画（以下「本計画」という。）を定め、指定有害動植物（法第22条第1項に規定する指定有害動植物をいう。以下同じ。）等の総合防除の推進を期するものとする。

第2 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項

本計画に定める総合防除が必要な指定有害動植物等は、指定有害動植物のほか、本県で防除指導が必要な有害動植物（以下、「指定外有害動植物」という。）とする。

1 総合防除の考え方

指定有害動植物等の総合防除は、予防、判断、防除の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施するものとする。

2 基本方針

法に従い指定有害動植物等に対する総合防除を推進することにより、農業の自然循環機能を活かし、資源の循環利用、化学肥料や化学農薬の低減等による環境負荷低減事業活動を推進する。

なお、指定有害動植物等の発生動向等から防除を実施する必要があると認めるときは、病虫害防除所（以下、「防除所」という。）長は、防除の実施に必要な情報を市町長に提供するものとする。

3 実施方針

(1) 総合防除の推進

県は、農業者に対し、防除所が提供する指定有害動植物等の発生予察情報を踏まえ、利用可能なすべての防除技術について、経済性を考慮しつつ慎重に検討し、指定有害動植物等の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じる技術（IPM）の普及・定着を推進する。

- ア 指定有害動植物等の発生しにくい環境の整備
輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、指定有害動植物等の発生しにくい環境の整備を推進する。
 - イ 「防除要否及び適切な防除のタイミングの判断」のための情報提供
ほ場状況の観察等により防除の要否やそのタイミングを可能な限り適切に判断できるよう、指定有害動植物等の発生予察情報等を提供する。
 - ウ 「適切な防除の選択」のための情報提供
防除が必要と判断される場合に、指定有害動植物等の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する多様な防除手段の中から、適切な手段を選択し、実施できるよう技術情報を提供する。
- (2) 農業における環境負荷低減事業活動の推進
- ア 持続性の高い農業生産方式の普及・定着
土壌分析に基づく堆肥の適正施用による土づくりや有機質肥料の利用、生物農薬や病害虫抵抗性品種の導入等、「山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に定められた技術の普及・定着を推進する。
 - イ エコやまぐち農産物生産等の取組拡大
化学肥料及び化学農薬の使用を県慣行基準より 50%以上低減したエコやまぐち農産物の生産拡大の取組（有機農業を含む）を推進する。
- (3) 農業生産工程管理(GAP)の推進
- 総合防除が効率的・効果的に実施されるよう、生産者・生産者組織等に対し、GAP手法の積極的な活用を推進する。

第3 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

1 総論（総合防除の基本的な考え方）

指定有害動植物等の総合防除は、以下の（1）から（3）の各段階において、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施するものとする。

(1) 予防

土壌診断に基づく施肥管理や健全な種苗の使用、農作物の残さの除去など、指定有害動植物等の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施

(2) 判断

発生予察情報の活用や、ほ場の見回り等農業者自らが指定有害動植物等の発生状況の観察等を行うことによる、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断

(3) 防除

指定有害動植物等の発生状況等を踏まえて防除が必要と判断した場合に、当該指定有害動植物等の駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施

2 普通作物

(1) 一般事項 (いね)

- ① けい畔、農道の除草及び休耕田のすき込み等を行い、有害動植物を駆除することにより、密度低下を図る。
- ② 翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。
- ③ 土壌診断を行い、適正な施肥管理を行う。
- ④ ケイ酸質肥料の施用により、植物体の組織を硬くする。
- ⑤ 常発する有害動植物に対して、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を使用する。
- ⑥ 種子の更新等により、無病種子を使用する。
- ⑦ 塩水選(比重うるち 1.13、もち 1.08)により、健全な種もみを選別する。
- ⑧ 種子を消毒(温湯浸漬、薬剤処理等)する。
- ⑨ 品種や移植方法の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守る。
- ⑩ 平年の有害動植物の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。
- ⑪ 有害動植物の発生が認められた苗は速やかに処分する。
- ⑫ 代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。
- ⑬ 健全な苗を移植する。
- ⑭ 品種に応じた適切な密度又は本数で移植する。
- ⑮ 発病が認められた苗を移植しない。
- ⑯ 本県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ⑰ けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。
- ⑱ 農薬の作用機構分類(RACコード)を参照に、異なる作用性の薬剤によるローテーション使用や体系使用に努める。

(2) 各指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

指定有害動植物	総合防除の内容
いね 苗立枯病菌	<ul style="list-style-type: none">・病害リスクの少ない育苗培土を使用する。・消毒した育苗箱を用いる。・育苗期間中の温度及び土壌水分を適切に管理する。・育苗中に発生を認めた場合には、速やかに発病苗を処

	<ul style="list-style-type: none"> 分する。 ・適正な種量を守る。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
もみ枯細菌病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・無病ほ場から採種する。 ・育苗培土は、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・高温下での育苗管理を避ける。特に、段積育苗、ハウス育苗の場合は高温になりやすいので、温度管理に注意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
いもち病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を用いる。 ・抵抗性品種を使用する。 ・健全苗を移植する。 ・補植用苗は発生源となることから、早期に除去する（葉いもち）。 ・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・育苗箱処理剤を施用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。防除は予防散布を主体とする（葉いもち及び穂いもち）。 ・同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤は使用しない。 ・採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。 ・窒素肥料の多施用を避ける。 ・土壌診断に基づく施肥管理を行う。 ・被害わらは年内にすき込み、翌年の伝染源としない。
ばか苗病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・塩水選を実施する。 ・種もみを種子消毒（薬剤処理又は温湯浸漬＋微生物農薬による浸漬処理）する。 ・育苗箱等の農業用資材を消毒する。

	<ul style="list-style-type: none"> 健全苗を移植する。 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
紋枯病菌	<ul style="list-style-type: none"> 密植、窒素肥料の多用を避ける。 代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 けい畔、水路等の除草を実施する。 前作で発病が認められたほ場では、次作には必ず育苗箱処理剤を施用する等の対策を実施する。 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。なお、防除の目安は、穂ばらみ中期(出穂 14 日前)の発病株率 15～20%以上である。 薬剤散布を行う場合には、株元、葉鞘部に均一にかかるよう散布する。 多発の恐れがある場合には、穂ばらみ期防除の 1～2 週間後に追加の薬剤散布を実施する。
ツマグロヨコバイ	<ul style="list-style-type: none"> けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への侵入を防ぐ。 育苗箱処理剤を施用する。 育苗箱処理剤を施用しない場合には発生動向に留意し、第 1 世代成虫発生最盛期(6 月 4～5 半旬)に薬剤散布等を実施する。 極端な早植えや窒素過多は避ける。 イネ萎縮病罹病株は可能な限り抜き取る。 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。 収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、深く耕起し、十分にすき込む。
ヒメトビウンカ (縞葉枯病ウイルス)	<ul style="list-style-type: none"> けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への侵入

		<p>を防ぐ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縞葉枯病感受性品種を使用する場合には、ほ場への飛込み時期を避け、遅植えにする。 ・越冬場所となる水田内、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。 ・育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・縞葉枯病が発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
	セジロウンカ	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・育苗箱処理剤を施用していない場合、飛来時期は株当たり 10 頭以上を目安に防除する。 ・穂ばらみ中期までは株当たり 50 頭以上を目安に防除する。
	トビイロウンカ	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用する。 ・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。 ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降の発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・6月下旬～7月中旬（飛来期）は 100 株当たり 10 頭以上、7月下旬～8月上旬は 100 株当たり 20 頭以上、8月中旬～9月上旬は株当たり 5 頭以上を目安に防除する。 ・薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早め

	て、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
コブノメイガ	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用する。 ・葉色の濃いイネで被害が出やすいので、窒素過多を避ける。 ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、広域で一斉に防除を実施することが望ましい。 ・成虫最盛期に払い出し調査を実施し、1㎡当たり5頭以上を目安に防除する。 ・薬剤防除を実施する場合、粉剤、液剤は成虫最盛期から7日後、粒剤は成虫最盛期に散布する。
フタオビコヤガ	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用する。 ・葉色の濃いイネで被害が出やすいので、窒素過多を避ける。 ・収穫後の稲わらを適切に処分し、蛹を死滅させる。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
イネミズゾウムシ	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用する。 ・越冬成虫の発生盛期を避けるため、移植時期を遅らせる。 ・地域で一斉に植え付けることにより、集中加害を防止する。 ・根を健全に保つため、深水を避け、浅水管理を行う。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・育苗箱処理剤を用いない場合、防除の目安は株あたり0.5頭以上。防除の目安を超えた場合は、移植後10～15日後に水面施用剤で防除する。
斑点米カメムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・出穂2週間前までに、けい畔、農道及び休耕田の除草を実施する。その後は、イネ科雑草が出穂しないよう管理する。ただし、出穂直前に、ほ場周辺の除草は実施しない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・けい畔にグランドカバープランツを植栽することにより、イネ科雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを防除する。 ・発生予察情報等を参考に、出穂期から適期に発生種に応じた薬剤散布等を実施する。また、薬剤散布後にはほ場を確認し、発生が認められる場合は7日後に追加防除を実施する。 ・イネカメムシが多い場合は、不稔粒の発生を防止するために出穂期に薬剤防除を実施する。 ・広範囲で移動するので、除草や薬剤散布等は、広域で一斉に実施することが望ましい。
	スクミリンゴガイ	<p>(未発生ほ場の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未発生ほ場へ、除草目的等で持ち込まない。 ・未発生ほ場から先に作業を実施する。 ・発生ほ場での作業後には農機具を洗浄し、未発生ほ場への土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。 <p>(発生ほ場の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季に畑作物等を作付ける輪作体系によりほ場を乾燥させる。 ・苗の移植前（春季）又は収穫後（秋季）に石灰窒素を施用する。ただし、元肥にもなるので施用量には注意し、秋季は水温（15℃以上）が確保できるうちに施用する。 ・厳冬期（1月中旬～2月上旬）に2回程度、耕起を実施する。 ・冬季に水路の泥上げを実施する。 ・食害を受けにくい中苗又は成苗を移植する。 ・苗の移植期前及び苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成貝を捕殺する。 ・適期（苗の移植直後）に薬剤散布を実施する。 ・苗の移植後3週間まで、水深4cm以下の浅水管理を実施する。 ・農作業受託の作業時には発生ほ場を確認し、作業順の確認、機械を洗浄する等、貝が移動しないよう細心の注意を払う。

むぎ	赤かび病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・排水対策を行ない、過湿を避ける。 ・窒素成分の適正量施肥に努める。 ・倒伏防止に努める。 ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 ・発生予察情報を参考に、適期の薬剤散布等を実施する。 <p>【薬剤散布時期】</p> <p>1回目：小麦：開花始め 裸麦：開花始め 二条大麦：穂揃期後10日頃（蒴殻抽出期）</p> <p>2回目：第1回の防除後、7～10日頃</p> <p>3回目：第2回目の防除後、7～10日頃 (開花始めは、出穂期前後の気象条件で前後するため、ほ場をよく観察し、開花を認めたら直ちに薬剤防除を実施する)</p>
だいず	紫斑病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・健全種子を選ぶ。 ・連作を避ける。 ・適切な肥培管理を行い、過繁茂を避ける。 ・適期に収穫し、速やかに脱穀調製する。 ・種子消毒を実施する。 ・薬剤防除は開花期後30日前後に1～2回行う。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
	吸実性カメムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・加害期間が長くなるため、極端な早播きを避ける。 ・ほ場内及びその周辺の除草を実施し、発生密度の低下を図る。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生状況、天候、大豆の発育状況に応じ、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が着莢部に十分付着するよう、丁寧に散布する。

<p>フタスジヒメ ハムシ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイズ連作ほ場や近隣で連作・輪作するほ場が多いと発生密度が高まるため、連作を避け、可能な限り離れたほ場で輪作を行う。 ・種子処理剤又はは種時のまき溝処理が可能な薬剤を使用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・莢伸長期（開花期後 30 日頃）と子実肥大期（開花期後 45～50 日頃）に吸実性カメムシ類と同時に薬剤防除を実施する。 ・ほ場の見回り等による早期発見に努め、多発生時には薬剤散布等を行う。 ・収穫後に速やかに耕起を行い、ほ場内の作物残さをすき込む。
<p>ハスモンヨトウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・葉に卵塊で産卵し、ふ化した若齢幼虫が葉を食害することで白変葉を生じるので、ほ場の見回り等により、白変葉を目安に若齢幼虫を除去する。 ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等により葉の白変か所等の早期発見に努める。 ・防除の目安は、葉の白変か所数が 1 a 当り 5 か所以上である。 ・老齢幼虫になると防除効果が低下するので若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

3 野菜

(1) 一般事項

- ① 栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合には、高畝とする等、排水対策を実施する。
- ② 同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の有害動植物の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。
- ③ 健全な種苗を使用する。
- ④ 有害動植物の発生を予防するため、作型と品質を考慮しながら、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する（台木を含む）。
- ⑤ 育苗においては、有害動植物に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で有害動植物の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。
- ⑥ 健全な育苗のために、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。
- ⑦ ほ場には、健全な苗のみを定植する。
- ⑧ 育苗においては、防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入を防止する。有害動物の発生が認められた場合には、早期に防除する。
- ⑨ ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動物の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の除草に努める。
- ⑩ 本ほ栽培においては、べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、有害動物の飛来、産卵及び蛹(よう)化を防ぐ。
- ⑪ 土壌からの有害植物の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。
- ⑫ 土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、有害動植物の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。
- ⑬ 土壌伝染性の有害植物や有害動物（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む）を実施する。
- ⑭ 土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正な換気及びかん水、有害植物の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。
- ⑮ 雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。
- ⑯ 次期作における有害動植物の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。
- ⑰ 有害植物の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。
- ⑱ 雑草や土壌伝染性の有害動植物の拡散防止のため、農機具、長靴等をこ

まめに洗淨及び消毒する。

- ⑲ 細菌病の発生を抑制するため、降雨前後の管理作業を避ける。
- ⑳ 大規模産地又はほ場では、地域全体で性フェロモン剤を処理し、交信かく乱による地域全体の有害動物の発生密度抑制を図る。
- ㉑ 種子処理剤又は育苗期もしくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。
- ㉒ 本県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ㉓ 防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵の発生・定着状況を定期的に確認する。
- ㉔ 生物農薬を使用する。
- ㉕ 発病葉、発病果、寄生果等を放置せず、ほ場外で適切に処分する。
- ㉖ ウイルス病、細菌病など回復が困難な有害植物による発病株を発見した場合には、早急に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。
- ㉗ 施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用により、有害動植物の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。
- ㉘ 施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする有害動物に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。
- ㉙ 農薬の作用機構分類（RAC コード）を参照に、異なる作用性の薬剤によるローテーション使用や体系使用に努める。

（２）各指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

指定有害動植物		総合防除の内容
対象作物を定めないので	ハスモンヨトウ	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を使用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合、中～老齢幼虫(体長 1.5 cm 以上) になると効果が劣るので、若齢幼虫期に防除を

	<p>実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種薬剤に抵抗性が発達しているため、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施するとともに、薬剤散布後は必ず効果を確認する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットで被覆する。 ・防蛾灯（黄色灯、緑色 LED 等）を夜間点灯する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を実施する。
オオタバコガ	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の除草に努める。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・生物農薬を使用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合、中～老齢幼虫（体長 1.5 cm 以上）になると効果が劣るので、若齢幼虫期に防除を実施する。 ・各種薬剤に抵抗性が発達しているため、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施するとともに、薬剤散布後は必ず効果を確認する。 ・作物残さを適切に処分する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等

		<p>の施設開口部を防虫ネットで被覆する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防蛾灯（黄色灯、緑色LED等）を夜間点灯する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理を実施する。
キャベツ	黒腐病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・51～53℃10 分間の温湯浸漬または 70℃ 3 日間の乾熱処理により種子消毒を行う。 ・雨よけ施設で育苗する。 ・あぶらな科作物の連作を避ける。 ・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・食害痕からの侵入を防ぐため、有害動物の防除も徹底する。 ・中耕作業によって生じる傷口は侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。 ・発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を使用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷が付いた場合には、薬剤散布を実施する。
トマト	葉かび病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・過度のかん水及び密植を避ける。 ・マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。 ・生物農薬を使用する。 ・発病茎葉は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・発病ほ場で使用した資材（支柱等）にも伝染源が付着しているため必ず消毒する。
	<p>灰色かび病菌</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・施設栽培においては、防曇・流滴性シートを活用する。 ・マルチの敷設により、地表面からの伝染を防止する。 ・幼果に残った花卉をできるだけ取り除き、ほ場外に持ち出し、適切に処分する。 ・生物農薬を使用する。 ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、日中に薬剤が乾くよう、晴れた日に行う。また、施設栽培では、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合には、くん煙剤の使用も有効である。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	<p>黄化葉巻病ウイルス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・媒介するタバココナジラミを防除する。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草は、タバココナジラミの発生源となるため、除草に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理や作物残さを適切に処分する。 ・タバココナジラミの防除に当たっては、生物農薬を使用する。 ・ほ場の見回り等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。

た ま ね ぎ	べと病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・越年り病株を速やかに取り除く。 ・明暗きよにより排水路を確保する等、ほ場内の排水対策を実施する。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。 ・苗床の発病株を適切に処分する。 ・連作を回避し（ほ場をローテーションする）、又はほ場での夏季の湛水処理を実施する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ほ場において、発病株を速やかに取り除き、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。
	白色疫病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の多いほ場及びその周辺で栽培しない。 ・苗床及びほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・1年から2年間の輪作を行う。 ・定植（移植）の際は、健全な苗を厳選し、保菌苗を持ち込まない。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。 ・発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。 ・水媒伝染することから、降雨前後の防除を徹底する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。
い ち ご	うどんこ病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・草勢の低下を防ぐため、適切な管理（施肥、摘果等）を実施する。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、摘葉を実施する。 ・換気や風通しを良くする。 ・生物農薬を使用する。 ・紫外線（UV-B）ライトを活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> 見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・発病葉、発病果はほ場外へ持ち出し、適切に処分する。 ・除草に努める。 ・耐病性品種を利用する。
灰色かび病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・防曇・流滴性シートを活用する。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。 ・敷わら又はマルチの敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。 ・枯死葉、老化葉、花卉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を使用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
炭疽病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・親株には、未発生ほ場で育てた健全な苗を使用する。 ・育苗は、雨よけ、ベンチ育苗等を行い、底面給水を実施する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・窒素過多を避ける。 ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・畝表面やクラウン周辺に長時間水が溜まらないようにかん水する。 ・生物農薬を使用する。 ・発病を確認してからの防除は困難であることから、発生予察情報を参考に、発病前から定期的に薬剤散布を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・発生状況に応じ、土壌消毒を実施する。 ・耐病性品種を用いる。
アザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・マルチの敷設により、土中での蛹(よう)化を防ぐ。 ・青色粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を重点的に実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・施設栽培においては、栽培終了時に1週間程度蒸込み処理を行う。 ・防虫ネットを入口、側窓に設置し、侵入を防ぐ。
ハダニ類	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の残さの処分や付近の雑草の除去を行う。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、二酸化炭素くん蒸等により育苗床での防除を徹底する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉を除去する。 ・生物農薬を使用する。 ・気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

4 果樹

(1) 一般事項

- ① 新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。
- ② 園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する有害動植物及び土着天敵を把握する。
- ③ 間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、有害動植物が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。
- ④ 樹勢や根の活性を良好に保ち、有害植物の発生しにくい樹体とするため、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。
- ⑤ 胴腐らの早期発見及び次期作における有害動物の発生軽減のため、冬季に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。
- ⑥ 越冬する有害動物の抑制のため、産卵又は越冬できる環境(バンド巻き)を作り出し、集まった有害動物を処分する。
- ⑦ 種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、結実前に除草を実施する。
- ⑧ 性フェロモン剤が利用可能な有害動物に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。
- ⑨ 有害動植物の発生部位(枝、葉、花、果実等)を除去し、園地外へ搬出し、土中埋設等により適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。
- ⑩ 樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチの敷設による抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。
- ⑪ 本県が推奨する要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。
- ⑫ 農薬の作用機構分類(RACコード)を参照に、異なる作用性の薬剤によるローテーション使用や体系使用に努める。

(2) 各指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

指定有害動植物	総合防除の内容
対象作物を定め ない 果樹カメムシ 類	<ul style="list-style-type: none"> ・袋かけを行う。ただし、果実が肥大し、袋に接すると加害されるため、薬剤防除等を実施する。 ・発生が多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網(目合い4mm程度)で園全体を覆い侵入を防ぐ。 ・黄色蛍光灯等を設置し、チャバネアオカメムシの侵入を防ぐ。 ・果樹園への飛来量や飛来時期は年次変動が大きいいため、発生予察情報で多発が予想される年には被害防止に備える。

もの		<ul style="list-style-type: none"> ・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、成虫の飛来が確認された場合は、直ちに薬剤散布等を実施する。 ・防虫ネット等の設置や袋掛けを行わない樹種の場合、地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まる。
かんきつ類	かいよう病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置する。 ・ミカンハモグリガの被害は、感染を助長することから、ミカンハモグリガの防除に努める。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・品種により発病程度に差がある（高糖系温州みかん、ナツミカン、レモン等で発生しやすい）ことから、常発園地では抵抗性品種を栽植する。 ・ほ場を定期的に見回り、発病した枝や葉を取り除く。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、発芽1か月前から春葉展葉終了時まで（発芽前、開花前、落花直後、6月下旬の予防散布が重要）のほか、台風の前後に実施する。
	そうか病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・強風による傷からも感染することから、防風林、防風垣等の防風対策を実施する。 ・ほ場を定期的に見回り、発病した枝や葉を取り除く。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・発芽時（新梢が5mm程度）の防除を徹底する。
	黒点病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・伝染源となる枯れ枝をせん定し、園地外に持ち出し、適切に処理する。園内のせん定枝が持ち出せない場合は、一カ所に剪定枝を集めてビニールシートで覆うか、チップパーでできるだけ細かく砕き、黒点病の伝染

		<p>源とならないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切り株は感染源となることから、拡散を防ぐために伐根し、又は袋をかぶせる。 ・老齢樹を更新する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・雨が多く、多発生が予想される場合（特に梅雨期）は、防除を徹底する。 ・降雨直後の樹体が濡れた状態での薬剤散布を避け、樹体が乾いた後に散布を実施する。 ・薬剤散布後、200 mm以上の降雨があった場合、又は1か月以上経過した場合は、再度、薬剤防除を実施する。
	ミカンハダニ	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季と梅雨時期にマシン油散布を実施する。 ・寄生葉率 30～40%以上、1葉当たり雌成虫数が0.5～1頭程度を目安に防除する。 ・土着天敵を活用するため、他の有害動物の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続散布を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。原則として、同一系統薬剤は年1回の使用にとどめる（ただし、マシン油乳剤は除く）。 ・薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
	ミカンサビダニ	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季に薬剤散布を実施する。 ・前年に発生が認められた園では、梅雨入り前及び8月下旬に薬剤散布を実施する。 ・高温乾燥が続く場合や銅剤を散布した園地では、発生が助長されるおそれがあることに留意し、薬剤散布の実施を検討する。 ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

	ミカンバエ	<ul style="list-style-type: none"> ・放任園は発生源になるため、伐採等により管理を徹底する。 ・被害果（異常着色果、早期落下果実）は、ビニール袋に詰めるなど、適切に処理する。 ・柑きつ園周辺の雑木を伐採するとともに、防風林を刈り込み、園地内の日当たりを良くする。 ・孵化直後の幼虫と羽化期から産卵期の成虫を対象に薬剤散布を実施する。 ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
なし	黒斑病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種（ゴールド二十世紀等）を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・一次伝染源となる落葉を園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、適切に処分する。 ・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。 ・ほ場を定期的に見回り、落下した果実は拾い集め、園外に持ち出し適切に処分する。 ・早期の袋掛けを実施する。小袋掛けは孢子飛散量が急増する5月下旬までに終わる。 ・人工授粉後に気温が高い場合には、雌しべ感染が多くなるおそれがあることから、摘果の際に雌しべを摘んで除去する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・小袋掛け前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。 ・盛夏期及び秋期（9～10月）にも発病が増加するため、定期的に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	黒星病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・一次伝染源となる落葉を園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、適切に処分する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・袋掛けを実施する。 ・発病果や発病葉、発病りん片（芽基部、果そう基部等）等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を実施する。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	赤星病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺へのびやくしん類（カイツカイブキ等）の栽植を避ける。 ・袋掛けを実施する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。

5 花き

(1) 一般事項

- ① 有害動植物に強い品種又は抵抗性が高い品種を選択する。
- ② 健全な苗（親株）を使用する。また、苗（親株）を購入する場合には、一定期間育苗し、有害動植物の発生の有無を確認することが望ましい。
- ③ 育苗においては、有害動植物に汚染されていない培土及び資材を用いる。
- ④ 育苗施設や育苗ほ場への有害動物の侵入を防止するため、防虫ネットの設置等を行う。
- ⑤ 作物の栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水田と輪作を行っているようなほ場では排水が悪いことから、高畝又はほ場周辺に溝を設置する等の排水対策を実施する。
- ⑥ ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする有害動植物の発生を抑制するために、ほ場内及びその周辺の除草に努める。
- ⑦ 性フェロモン剤による交信かく乱、防蛾灯（黄色灯・緑色灯）の夜間点灯、ほ場全体への防虫ネットの展張等により、ほ場内への有害動植物の侵入を防止する。
- ⑧ 必要に応じて土壌診断を行い、診断結果を参考にして適正な施肥を行うとともに腐植含量を高めるように努め、栽培に適した土作りを行う。
- ⑨ 土壌伝染性の有害植物や有害動物（線虫）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、太陽熱消毒及び有害動物（線虫）の抑制効果のある緑肥の活用を含む。）を行う。
- ⑩ ウイルス病やウイロイド病、細菌病の発生が懸念される場合には、媒介しないようにはさみ等の農業用資材の消毒等を行う。前作において有害植物が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する。
- ⑪ 越年株等は有害動植物の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を取る。
- ⑫ 生育初期において有害植物の多発生が予測される場合には、予防効果のある薬剤の散布を実施する。
- ⑬ 発病部位を速やかに除去し、土中に埋める等適切に処分する。特に、ウイルス病、ウイロイド病等の防除が困難な有害植物の発病株を発見した場合には、早急に抜き取り、ほ場外で土中に埋める等適切に処分する。
- ⑭ 生物農薬を活用する。
- ⑮ 農薬の作用機構分類（RAC コード）を参照に、異なる作用性の薬剤によるローテーション使用や体系使用に努める。

(2) 各指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

指定外有害動植物	総合防除の内容
りんどう	<p>葉枯病菌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷わら等により降雨時の雨滴跳ね上りを防ぐ。 ・ほ場は多湿にならないように、排水、通風、採光をよくする。 ・草勢の弱い株ほど発病しやすいので、適正な切花数や肥培管理により、草勢を維持する。 ・被害葉は早期には場外に持ち出し、適正に処分する。 ・切花後のほ場は、敷わら、茎葉とも集めてほ場外に持ち出し、適正に処分する。 ・抵抗性品種を選ぶ（エゾリンドウ系品種は弱く、ササリンドウ系品種は強い）。 ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
ゆり	<p>ネダニ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸性土壌で発生が多いため、石灰等で適正酸度に調整する（オリジナルユリの好適pHは5.5～6.0程度）。 ・連作を避ける。 ・健全な球根を植える。 ・掘り取り後は、よく乾燥したのちに貯蔵する。 ・未熟堆肥は発生を助長するので、完熟堆肥を用いる。 ・球根の温湯処理（45℃60分間程度）を実施する。ただし、高温になると球根に障害が出るので注意する。 ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

第4 指定有害動植物等の防除に係る指導推進体制

指定有害動植物等の防除を的確かつ効率的に実施するため、関係機関・団体が連携を強化し、情報の収集、提供及び防除指導の徹底を図る。

1 情報の収集・提供の強化

(1) 情報の収集

ア 防除所は通常定点調査及び巡回調査のほか、発生の拡大が予想される指定有害動植物等については、一斉調査を実施し、的確な発生予察情報の作成に必要な資料の収集に努める。

(ア) 定点調査及び巡回調査の調査地点数及び調査回数は別に定める。

(イ) 一斉調査の調査地点数は、巡回調査地点数に加えて必要なほ場数を設定し、調査回数は原則として1回とする。

防除所は、市町、山口県農業協同組合（以下、「農協」という。）、山口県農業共済組合（以下、「共済組合」という。）及び防除員（以下、「防除員」という。）との連携を強化し、指定有害動植物等の発生状況の把握に努めるとともに、発生の拡大が予想される場合は、その状況を速やかに農業振興課長へ報告する。

イ 農林（水産）事務所は、市町、農協、共済組合と連携し、指定有害動植物等の発生状況の把握に努める。発生の拡大が予想される場合は、下記（ア）～（キ）についてその状況を速やかに防除所長に報告する。

(ア) 対象有害動植物名

(イ) 発生地域

(ウ) 発生時期

(エ) 発生程度

(オ) 発生面積

(カ) 防除実施状況

(キ) その他必要な事項

ウ 病虫害防除員は、管内の指定有害動植物等の発生状況を的確に把握するため、調査を実施し防除所長に報告する。

エ 県関係課、農林（水産）事務所、市町、農協及び共済組合は、情報収集のため病虫害防除担当者を明確にし、連携を強化する。

(2) 情報の提供

ア 発生予察情報の提供

防除所は、前項で収集した指定有害動植物等の発生状況等から発生動向を予想し、発生予察情報を提供する。また、指定有害動植物等の

発生拡大による被害が予想され、早期に防除措置を講ずる必要がある場合は、下記の基準に基づき、防除所長が注意報、警報及び特殊報を発令する。

イ 発生予察情報の種類と発令基準

(ア) 発生予報

主要な農作物の主要な指定有害動植物等について、向こう1か月の発生動向の予想を定期的（月1回）に発表する。

(イ) 注意報

重要な指定有害動植物等が多発することが予想され、かつ、早めに防除措置を講ずる必要が認められる場合、発生状況に応じて発令する。

（発令基準は、発生面積及び被害量が平年値より11～30%多くなることが予想される場合とする。）

(ウ) 警報

重要な指定有害動植物等が大発生することが予想され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合、発生状況に応じて地域を区分して発令する。

（発令基準は、発生面積及び被害量が平年値より31%以上になることが予想される場合とする。）

(エ) 特殊報

県内において新たな指定有害動植物等の発生を確認した場合に発表する。

ウ 提供先

情報の提供先は、次の機関・団体等とする。

県関係課、農林（水産）事務所、農林総合技術センター、農業大学校、市町、県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）、共済組合、県農薬商業協同組合（以下「農薬商協」という。）、農協、防除員、農薬管理指導士、報道機関及びメールサービス登録者。

エ 提供方法

(ア) 県は、情報をホームページへ掲載するとともに、メール等により関係機関、団体等へ通知する。

(イ) 注意報及び警報は、防除所から市町、農林（水産）事務所、中央会、農協、共済組合及び農薬商協へメール等により通知する。

メール等を受けた市町は、直ちに、農林（水産）事務所、農協等と連携し、有線放送、広報紙等により農家へ伝達する。

2 防除指導の徹底

(1) 防除計画等の策定と周知徹底

- ア 県は、本計画を定めた場合は、関係機関・団体等へ通知する。
- イ 防除所は、農林（水産）事務所、市町、農協、共済組合に対し、本計画の周知徹底を図る。
- ウ 県は農薬の効果や環境への配慮等を考慮した農作物病害虫・雑草防除指導基準を作成する。

(2) 防除組織の整備

市町は、防除計画に基づく的確な防除の推進を図るため、農林（水産）事務所、農協、共済組合等と連携し、農協、地域及び生産組織を単位とした防除組織の育成強化に努めるものとする。

(3) 発生予察の情報の種類別対応

ア 発生予報が発表された場合（平常時）

(ア) 防除所は、農林（水産）事務所と連携して、多発が予想される指定有害動植物等の発生に留意し、市町等に対し防除技術課題の解決に必要な資料の提供を行う。

(イ) 市町は、指定有害動植物等の種類及び発生程度を勘案し、地域の実情に応じた情報を農家へ周知徹底する。

イ 注意報・警報が発令された場合（緊急時）

県及び市町は、必要に応じ各段階別に防除指導推進体制を整え、迅速かつ的確な防除を推進する。

(ア) 県段階

a 県は、県関係課、防除所、農林総合技術センター、中央会、共済組合及び農薬商協をもって構成する「県防除対策協議会」（以下「県協議会」という。）を開催し、県の防除方針等について協議する。

また、市町に対し県防除方針に基づき指導を行うとともに、県協議会構成メンバーをもって指導班を編成し、防除指導に当たる。

b 県協議会の構成メンバーは、相互に連携し、新聞、ラジオ、テレビ等により防除の徹底について啓発指導する。

(イ) 地域段階

a 農林（水産）事務所は、防除所、市町、農協、共済組合等と密接な連携のもとに普及幹事会等を開催し、県の防除方針に基づき地域の防除対策の推進について協議する。

b 農協は、地域の防除対策に基づく防除が円滑に行われるよう、農薬の確保並びに防除組織及び個別農家の指導を行う。

c 共済組合は、農協と連携し、防除指導の徹底を図る。

d 構成メンバーは相互に連携し、有線放送、広報紙等により防除の徹底について啓発指導する。

第5 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制

1 防除の内容及び基本的事項

(1) 防除内容（作物共通）

- ・ほ場内の作物について早期収穫する。
- ・指定有害動植物の被害株や被害果のほか、次作の発生源となりうる作物残さの除去、伐採、すき込み等を徹底する。
- ・農薬による防除を地域一斉に実施する。
- ・次作に向け、ほ場の衛生管理（雑草管理、土壌消毒等）を徹底する。

(2) 実施体制

県、農林（水産）事務所及び市町は、必要に応じ各段階別に防除指導推進体制を整え、指定有害動植物の異常発生時に、迅速かつ的確な防除を推進する。

実施体制については、第4の2の（3）のイに準ずる。

(3) その他必要事項

法第24条に基づき、国から異常発生時防除の指示があった場合は、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間、その他必要事項を別に定めるものとする。

第6 農薬適正使用の推進

県は、農業者が効果的かつ効率的に農薬を使用し、安全な農産物の生産・出荷を実現することのみならず、農薬が人や環境等へ悪影響を及ぼすことがないように、下記のとおり農薬の安全かつ適正な使用を推進する。

1 農薬適正使用の周知徹底

農薬危害防止運動の強化月間を定め、安全かつ適正な使用、保管管理及び使用現場における周辺住民や環境等への配慮を徹底する。

特に、無人航空機による農薬散布に当たっては、防除委託者及び防除実施者が連携し、農薬使用予定の事前連絡や周辺への飛散防止対策等により一層の安全確保と周辺への配慮を徹底する。

2 薬剤耐性菌・抵抗性害虫低減対策の徹底

同一系統の薬剤を連続使用すること等による指定有害動植物等への薬剤耐性・抵抗性の発達を防ぐため、農業者に農薬の作用機構分類（RACコード）を踏まえた薬剤選択及びローテーション散布に対する意識の醸成を図るとともに、防除指導を徹底する。

3 生産履歴記帳の徹底

農業者が取り組む生産履歴の記帳の徹底を推進するとともに、農協、農

産物出荷組織等による生産履歴チェック機能の強化により、更なる安全な農作物の生産体制づくりを推進する。

4 水田における農薬等の流出防止の徹底

水田において農薬を使用する際は、止水期間を1週間程度とし、農薬成分の河川等への流出を防止するよう指導を徹底する。また、農業生産活動による生態系への影響を軽減するため、代かきや調整水田の除草のための水張り、耕うんによる濁水や肥料成分の河川等への流出防止等、田面水の適正管理に係る指導を徹底する。

5 農産物の安全性の確保

消費者から信頼される安全な農産物が安定供給されるよう、農協等による出荷前農産物の農薬残留分析検査等の実施を推進する。

6 蜜蜂に対する農薬の被害防止・低減

蜜蜂に対する農薬被害を防止・低減するため、農業者から山口県養蜂農業協同組合等の養蜂関係者への農薬使用予定の事前連絡等により緊密に連携できる体制整備を推進する。

第7 その他

本計画の計画期間は5年間（令和6年度から令和10年度まで）とする。農林水産省は少なくとも5年ごとに総合防除基本指針に再検討を加え、必要に応じて変更するものとしていることから、県は農林水産省の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

本計画を改定する場合は、市町、農協等の関係機関、団体等への意見聴取に努める。